

## 別紙1

### 鹿島・太良エリア「食の祭典（仮称）」事業に係る業務委託仕様書

#### 1 委託業務名

鹿島・太良エリア「食の祭典（仮称）」事業に係る業務

#### 2 目的・概要

当県では、「むしろこれから鹿島・太良」をコンセプトに、鹿島・太良地域の本物の価値を磨き上げ、何度でも行きたくなる、愛おしいエリアとするため、鹿島・太良地域の一体的なエリアプロデュースに取り組んでいるところである。

鹿島・太良には、有明海や太良岳といった豊かな自然があり、そこで育ったみかん、海苔、牡蠣、蟹など豊富な食（農水産物）は、県内外や海外からの観光客からも人気があり、誇れるものである。

本事業においては、鹿島・太良にある豊富な食を使用した新たなグルメを開発し、グルメを持続的に販売できる実務力の向上や地域への新たな人の流れの創出・拡大を図る。

#### 3 業務期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

#### 4 業務対象地域

本業務の対象地域は、鹿島市及び太良町とする。

#### 5 業務内容

業務内容は、以下の（1）から（2）とする。なお、詳細については、県と受託事業者との協議により決定する。

##### （1）鹿島・太良地域の食材を使った新たなグルメの開発

###### 【目標：2種類以上のグルメ開発】

鹿島・太良地域で作られている食材や獲れる食材等を使用し、鹿島・太良地域の新たな観光資源となるような、新たなグルメを開発すること。グルメを開発するにあたっては、関係者※を集めたワークショップ等を通じて、グルメ開発までの支援を行うこと。

なお、ワークショップ等は、年間4回程度実施すること。

※飲食店や宿泊業者、農業協同組合、漁業協同組合、生産者等を想定。

## (2) 開発した新たなグルメのPR

### 【目標：PR機会1回以上】

(1) で開発したグルメのお披露目会の実施や様々な媒体での周知などにより、鹿島・太良地域への観光誘客や観光消費額の増加を図ること。PRを行う際には、グルメに使用された食材の生産者及びこだわりがわかるようするなど、鹿島・太良の食の魅力が伝わるように工夫すること。

## 6 完了報告書の提出

業務完了後、実施内容等を完了報告書として取りまとめ、県さが創生推進課へ提出すること。

## 7 留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、県さが創生推進課と随時打合せをして進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県さが創生推進課と受託事業者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、第三者（県さが創生推進課及び受託事業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (4) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。ただし、受託事業者が単に使用する場合には、県さが創生推進課と協議するものとする。受託事業者は、県さが創生推進課に対して著作権人格権を行使しないこと。
- (5) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする（著作権法第20条の規定による著作権者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物（素材を含む）を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。